

中宮北校区コミュニティ協議会会則

【目的】

第1条 本会は、構成員相互の連携をはかることにより、校区における住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉の増進を図り、住みよい町づくりをすすめることを目的とする。

【名称及び事務局】

第2条 本会は、中宮北小学校区コミュニティ協議会と称し、事務局を枚方市立中宮北小学校内に置く。

【事業】

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、校区における住民を対象として、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 構成員相互の情報交換と連帯及び広報活動に関する事。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善等の活動に関する事。
- (3) 福祉、文化、スポーツ、レクレーション等の活動に関する事。
- (4) 防犯、交通対策等の諸問題への広域的な取り組みに関する事。
- (5) 児童を含め子供たち及び、地域住民の安心、安全に関する事。
- (6) その他の地域コミュニティに関する事。

【構成員】

第4条 本会は、校区における各自治会と各種団体と地域コミュニティ推進に賛同する者をもってこれを構成する。
(別紙組織図を元に構成する)

【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 書記 | 若干名 | (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 | (6) 相談役 | 若干名 |

【役員 の 選 出】

第6条 会長、副会長、会計監査は運営委員会の中から互選により選出する。その他の役員は、会長が指名し運営委員会の了承を得る。

【役員 の 任 期】

第7条 役員任期は、1ケ年とし、再任は妨げない。

【役員 の 任 務】

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括し、その代表となり、会議を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、それを代行する。
- (3) 書記は、会議の記録を行い、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 会計監査は、会計事務を監査する。
- (6) 相談役は、コミュニティのあらゆる活動を見守り、アドバイスを与える。

【幹事】

第9条 本会に、20名以内の幹事を置くことができる。

幹事は、各自治会及び各種団体の中から会長が指名する。但し、役員は幹事を兼ねることができない。

【幹事会】

第10条 幹事会は、幹事及び役員をもって構成し、会長が召集する。

幹事会は、次の事項について協議する。

- (1) 運営委員会、開催に関する事項。
- (2) その他、必要な事項。

【運営委員会】

第11条 運営委員会は、第4条に規定する構成員の代表、及び地域コミュニティに賛同する者で構成し、会長が召集する。

運営委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 事業の実施に関すること。
- (3) 予算、決算総会の開催に関すること。
- (4) 会則等の制定、改廃にかんすること。

【構成員及び役員の義務】

第12条 構成員は、運営委員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。

役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう、調整を図るとともに、事務を迅速に処理しなければならない。

【経費】

第13条 本会の活動にかかる経費は、枚方市の助成金及びその他（寄付金等）の収入をもって充てる。

【会計年度】

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

本会の収支は、全て予算に計上しなければならない。

【会計監査】

第15条 会計監査は、監査結果を運営委員会に報告しなければならない。

【その他】

第16条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合、運営委員会において決定する。

会則の施行年月日……平成 2年9月1日

会則の一部改正……平成 5年5月 22日 平成6年5月 21日

会則の一部改正……平成 10年4月 18日 平成 12年4月 16日

第4条に追加……平成 14年4月 20日 各自治会と を追加

第3条に追加……平成 18年4月 15日 (3) に 福祉 を追加

第3条に追加……平成 18年4月 15日 (5) を追加

第4条に追加……平成 18年4月 15日 (別紙組織図) を追加